（前のページより続き）

○社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（同四〇）　一八
○社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（同四一）　一九
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（同四二）　一九
○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四三）　一九
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四四）　一九
○独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同四五）　一九
○医療法施行規則等の一部を改正する省令（同四六）　一九
○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同四七）　二一
○国民年金基金規則等の一部を改正する省令（同四八）　二一
○船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通一九）　二三
○独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令（同二〇）　二三
○水道法施行規則の一部を改正する省令（環境七）　二三
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八）　二四

〔規　則〕

○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委一）　二五

〔法規的告示〕

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委二）　二五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部を改正する告示（同四）　二八
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同五）　二九
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁一〇）　三〇一
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働二）　三〇二
○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第三条第一項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（同三）　三〇三
○住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（総務一〇八）　三〇五
○住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件（同一〇九）　三〇七
○戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（同一一〇）　三〇八
○戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件（同一一一）　三一六
○印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（同一一二）　三一七
○印鑑登録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件（同一一三）　三一七
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を定める告示（同一一四）　三一八
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五条各号に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示（同一一五）　三二五
○刑事施設等の中に設けられた病院等を検査する場合に立ち会わせる者を指定する告示の一部を改正する件（法務二四）　三二六
○社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示（文部科学・厚生労働二）　三二六
○厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（厚生労働一一六）　三二七
○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（同一一七）　三二七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一一八）　三二七
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（同一一九）　三二七
○厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件（同一二〇）　三二七
○労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製造時等検査の方法（同一二一）　三二八
○労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法（同一二二）　三二八
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を定める件の一部を改正する件（農林水産四三七）　三四四